

ホール公演有料ウェブ配信補助金交付要綱

令和3年3月31日 文化スポーツ局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が見込めない状態が継続しているホールなど規模の大きな会場を使用した公演を、プロのアーティストが観客を入れて行い、併せて有料でウェブ配信を行う取組みに対して補助金を交付するために必要な事項を定め、市民が広く文化芸術を鑑賞する機会を設けるとともに、「with コロナ」時代に適応したプロのアーティストの活動の支援と、ホール等の会場で働く文化芸術を支える人々の仕事の創出、神戸の文化芸術分野の持続的な事業継続及び発展を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロのアーティスト 主たる生計維持の方法が文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条に定める文化芸術分野における表現活動にあり、個人、グループ又は団体として、当該活動により対価を得た実績がある者をいう。
- (2) 公演の有料ウェブ配信 インターネット通信などの広域ネットワークを使用して公演の映像データを配信するサービスであって、当該公演の視聴を希望する者に対して有償で提供されるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、プロのアーティストであって、次に掲げる各号の区分に応じて、当該各号に該当する者とする。

- (1) 個人 神戸市内に住所を有すること
- (2) グループ 構成員に神戸市内に住所を有する者を含むこと
- (3) 団体 団体規約等に定める所在地が神戸市内であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (3) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う文化芸術公演(以下単に「公演」という。)で、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 次条に該当する施設で開催する公演であること
- (2) 観客を入れて行う有料公演であること。ただし、当初観客を入れて行う予定だった公演を、新型コロナウイルスの感染状況等によってやむを得ず無観客で開催した場合はこの限りでない。
- (3) 公演を有料でウェブ配信すること
- (4) 実演芸術(実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸等)の公演であること
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止の各業界のガイドラインを遵守して行われること
- (6) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと
- (7) 公序良俗に反するものでないこと
- (8) 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害するものでないこと
- (9) その他法令等に違反するものでないこと

(公演会場)

第5条 補助対象事業に使用できる施設は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 神戸市内に所在すること
- (2) 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」第2条に規定する「劇場・音楽堂等」に合致する施設であること
- (3) 舞台を設置していること
- (4) 貸館として広く一般に供されていること
- (5) 収容人数100人以上の施設であること
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止の各業界のガイドラインの遵守等、適切な感染拡大予防策を講じ運営されていること

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、公演の有料ウェブ配信に係る費用(以下「有料ウェブ配信費用」という。)及び公演当日の会場使用料(会場付属設備使用料を含む。以下「会場使用料」という。)とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号の額を合計した額(千円未満の端数切捨て)を限度として、予算の範囲内で決定する。

- (1) 有料ウェブ配信費用に対する補助金 20万円(ただし、当該費用の額が20万円未満の場合は当該金額)

(2) 会場使用料に対する補助金 当該使用料の2分の1の額(ただし、当該2分の1の額が30万円を超える場合は30万円)

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、公演の実施時期に応じた募集期間中に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 経費内訳書(予定)(様式第3号)
- (4) 申請者概要(様式第4号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の提出書類を審査のうえ、補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書(概算払)(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 概算払の限度額は、交付決定額の5割とする。(千円未満の端数は切り捨て)

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の変更を行うときは、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第8号)を、補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第10号)又は補助事業中止承認通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る公演の翌日から30日以内に、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第12号)
- (2) 経費内訳書(確定)(様式第13号)

(3) 補助事業が実施されたことが確認できる写真、パンフレット、チラシ等

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、規則第16条に基づく補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第14号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の補助金の額の確定後、補助金請求書(様式第15号)を速やかに市長へ提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の使途がふさわしくないと認められるとき等、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(帳簿の備付け)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、主管局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。